

第2 行為別事項

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(1) 位置及び規模

【基準】

道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。

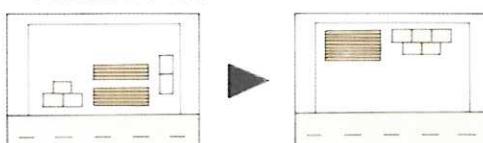
【解説】

道路沿いに見られる鉄骨等の資材や廃車の野積みは、沿道景観に違和感を生じさせます。

このため、集積又は貯蔵の位置及び規模を工夫し、道路等の公共空間から見えにくくすることが必要です。

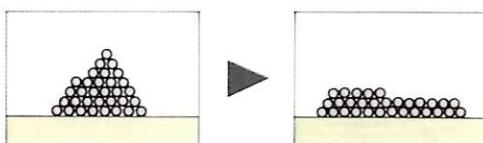
【配慮事項】

- できる限り道路等の公共空間から離れた位置とする。



■道路から離れた位置とすることにより、違和感の軽減を図っている。

- できる限り積み上げの高さを低くする。



■積み上げの高さを低くすることにより、違和感の軽減を図っている。

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(2) 方法

【基準】

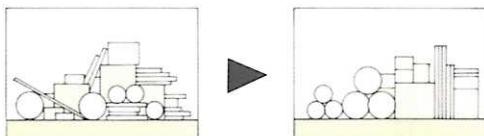
高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物の集積又は貯蔵を行うよう配慮すること。

【解説】

雑然と行われた資材や廃車の野積みは、周辺景観との間に不調和をもたらします。このため、積み上げの方法に配慮して、整然とした集積又は貯蔵を行うことが必要です。

【配慮事項】

- 整然とした物の集積又は貯蔵を行う。



■整然と集積することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。



■整然と集積することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。

第2 行為別事項

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(3) その他

【基準】

道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や柵の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。

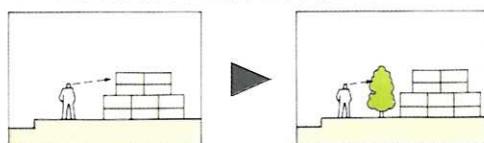
【解説】

物の集積又は貯蔵は、連続した沿道景観を分断することが多いため、できる限り遮へい措置を講じることにより、道路等から見えないようにする必要があります。

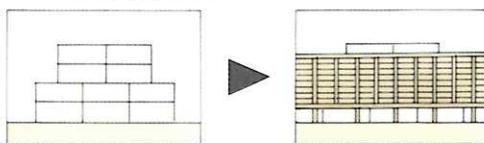
このため、敷地の外周について、郷土種を用いた緑化、木柵の設置等を行い、また、道路等から敷地内が見渡せないよう出入口の位置を工夫する必要があります。

【配慮事項】

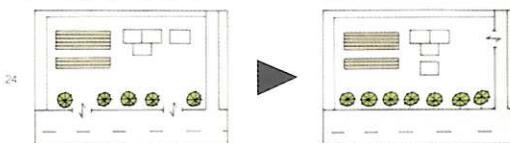
- 道路等に面する部分に遮へい措置を講じる。
 - ・遮へい効果の高い常緑樹等により緑化する。
 - ・できる限り郷土種を活用する。



- ・木柵等を設置する。



- 敷地の出入口をできる限り限定する。



■敷地の周囲を緑化することにより、周囲景観との調和を図っている。



■敷地の周囲に木柵を設置することにより、周辺景観との調和を図っている。